

## 日本遺産関連商品開発促進業務 仕様書

### 1 業務名

日本遺産関連商品開発促進業務

### 2 業務の目的

小売業者、飲食業者、陶芸家等を対象に、令和3年度に実施した「日本遺産に関する商品開発実践講座」で開発した試作品を完成させることと、新たな商品の試作品開発から完成品までノウハウや助言を提供する機会を設定するなど、伴走支援を通じて年度内の販売開始を目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

### 4 業務の内容

委託業務の範囲は以下のとおりとする。

なお、業務の実施にあたっては、以下の業務内容を十分に理解し、適切な実施体制でこれに臨むこととし、その具体的手法は受託者が自らのノウハウを最大限に活用して実施するものとする。

また、国庫補助事業の公益性を認識し、適切な配慮を行うこと。

#### (1) 講座の企画立案

- ① 「日本遺産に関する商品開発」に向けた講座等を3回以上開催するために回数、テーマ、講師(案)、ファシリテーター(案)等を設計する。
- ② 過去2年で行った事業を引き継ぎつつ、現状や課題の洗い出しを行い、域内事業者を対象に商品開発の完成を目指した伴走支援を行う。今年度のゴールは昨年度に開発した試作品の完成と、新たな商品の開発と完成を含め、全体で6品以上の商品の完成と販売を目指す。新たな試作品については日本遺産ストーリーとの関連性をできるかぎり重視し、参加者に対して提案及び指導を行う。また、伴走支援の中で、販売方法についての提案及び指導も行うものとする。参加者については委託者と協議のうえ決定する。
- ③ 議事録の作成  
検討会等に関する議事録を作成する。

#### (2) 講座等の運営

- ① 参加者募集  
講座等の開催に関して、域内の事業者を中心に募集をする。

その際に募集チラシを 500 部以上作成し、募集のツールとする。なお、委託者と連携を図り、積極的に募集を行うこと。

② 講座等の運営

ア 講座の形式は問わず、委託者からの提案内容をもとに、協議のうえ、現実的かつ効果的な回数を設定するものとする。また、委託者は参加者に対して商品の試作品を開発するためのアプローチ、スケジュールを事前に提示し、試作品開発を実現する。

イ 使用する会場、資料については受託者が準備し、資料は当日参加者に配布する。

ウ 参加者が試作品を開発する中で、助言を受ける機会を設けること。

③ 完成品の披露・広報

講座等で開発した完成品を披露・広報する会を開催する。

④ 議事録の作成

各回の議事録等を作成する。

(3) かさましこ日本遺産ロゴマークの作成

① かさましこ日本遺産ロゴマークのデザインについて試作開発を行い、委託者及び当事業参加者等関係者との協議のうえ、決定する。

② 完成したロゴマークは、年度内に販売する商品に装着する。

## 5 業務実施体制

(1) 委託業務の履行にあたっては、専任者を配置すること。

(2) 委託業務の履行にあたっては、委託者と十分な連携及び協議を図ること。

(3) 委託業務の遂行について関連する法規がある場合は、当該法規を遵守すること。

(4) 委託者が必要と認める事項について、適宜支援を行うこと。

## 6 成果物の提出等

(1) 事業報告書 20部

(2) (1) のデータ (PDF形式)

## 7 検査

(1) 受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに委託者に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。

(2) 受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、すみやかに訂正又は補足その他の処置をとるものとする。

## 8 再委託

受託者は、本業務のうち専門業者に発注した方が効果的に実施できる事務について、事前に委託者の承認を得て第三者に再委託できるものとする。

## 9 調査等

委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者はこれに従わなければならない。

## 10 その他留意事項

- (1) 受託者は契約締結後、すみやかに事業計画書を提出すること。
- (2) 業務の円滑な進捗及び成果を把握するため定期的な打合せを行うこと。  
また、受託者は打合せ記録簿を作成すること。
- (3) 受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、笠間市個人情報保護条例（平成18年条例第14号）、益子町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成12年条例第1号）、益子町情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則（平成12年規則第17号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他、個人情報の保護に努めること。
- (4) 受託者は、受託者が委託者に納品したデザインを含む一切の成果物について、第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害してはいけない。侵害した場合には、受託者は、その損害に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者から提供があったデータについては、この限りではない。
- (5) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (6) 本業務の履行に際し生じた成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は委託者に帰属する。受託者は、著作者人格権を行使しないものとする。
- (7) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容等に従い、契約後詳細な打合せにより、委託者及び受託者双方合意のうえ、決定するものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。